

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市世界文化遺産保存活用推進事業費補助金
補助の区分	団体運営補助 事業補助（イベント・大会補助）
補助の概要	世界文化遺産「佐渡島の金山」に関連する文化財の保存活用を推進するため、佐渡市世界遺産基金を財源に、次条の団体が行う「佐渡島の金山」の構成資産の保存・活用のほか、その周辺環境の保全を推進する団体に対して、予算の範囲内において補助する。
補助事業者	世界文化遺産「佐渡島の金山」に関連する文化財に係る保存・活用に関する活動を実施する者で構成されている団体等
補助対象経費	事業に関する賃金、需用費、旅費、役務費、委託料など
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1事業 50万円～100万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	8/10以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 民間団体による世界文化遺産の保存と活用を積極的・自主的に取り組んでいただくため、特例措置として補助率を設定している。
数値目標等	A 数値化 事業採択件数8件程度
	○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 直接の費用対効果については、数値化が困難であることから、実績報告や各種イベント活動実績などを総合的に判断して評価する。
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助申請者と本市において事前協議うえ、事業実施等を決定する。
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部 世界遺産課 世界遺産係
	（電話番号） 0259-74-2215